

令和5年度南九州市奨学生募集要項

有用な人材を育成するために、修学の意志能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な生徒・学生に対して、無利子で奨学金を貸し付けする奨学金貸付制度があります。

ただし、適正に返還されない場合は遅延損害金が発生することがあります。

制度の内容については次のとおりです。

項 目		内 容		
申込資格		高校・高等専門学校・短大・専修学校・大学（院を含む。）に進学予定もしくは在学し、品行方正、学術優秀で、学資の支払が困難と認められる者で、市内に住所を有する方の子		
金額 (月額)	高等学校	20,000円以内	募集 人員	5人程度
	高等専門学校	50,000円以内		15人程度
	短期大学 専修学校	50,000円以内		
	大学・大学院	50,000円以内		
	※貸与金額については、上記の範囲内で万単位で設定できます。			
貸付期間		当該学校の正規の在学期間中		
返還期間		貸付け満了1年後から ○高等学校奨学生であった者は10年以内 ○高等専門学校・短期大学・専修学校奨学生・大学・大学院生であった者は15年以内 ※退学等し奨学金の交付を取りやめられたときは、直ちにその全額を返還しなければなりません。		
手 続 き		奨学金の貸付けを受けようとする方は下記の書類を提出してください。 ①奨学生願書（第1号様式） ②奨学生推薦調書（第2号様式） ③在学証明書（入学前でまだ発行されない場合後日提出可） ④所得等証明書（奨学生願書添付用） ※必ず奨学生願書添付用の所得証明書等様式に証明をうけてください。 ※願書等必要な書式は、市教育委員会に備え付けてあります。 また、市HP からダウンロードできます。		
募集期間		令和5年1月20日（金）～ 令和5年3月31日（金）		
提出先		川辺庁舎 別館2階 南九州市教育委員会 教育総務課 〒897-0215 南九州市川辺町平山3234番地		
審査方法		5月下旬～6月上旬にかけて奨学生選考委員会を開催し、審査結果を6月中旬頃に本人宛通知する。		

【問い合わせ先：教育委員会教育総務課】

川辺庁舎 教育総務課：56-1111（内線4913）